

令和3年度～令和6年度

国分寺市地域福祉計画実施計画（後期） （概要版）

国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）とは

■計画の位置付け■

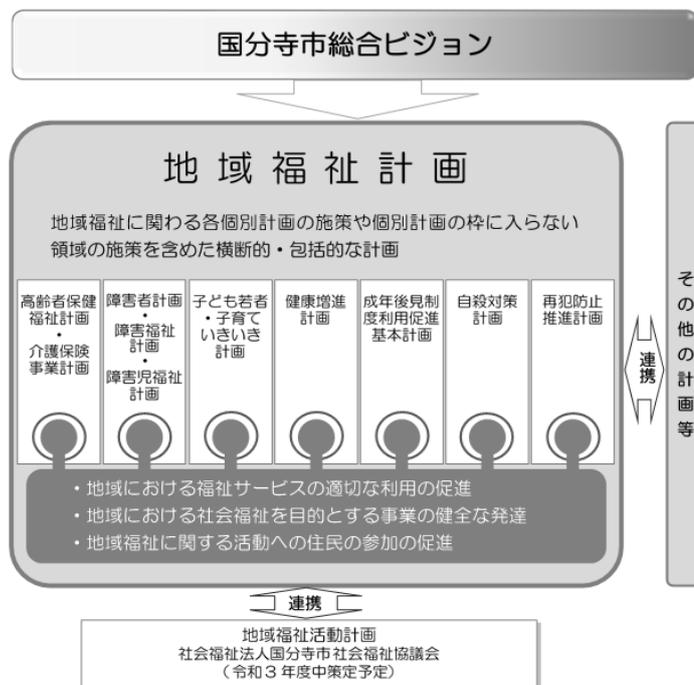
社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画である「国分寺市地域福祉計画」を実現するため、四つの重点施策・テーマに基づく取組及び目標を掲げ、併せて様々な分野の地域福祉にかかわる市の施策を位置付け、策定します。

■基本目標■

- 1 共に支える地域づくり
- 2 暮らしを支えるサービスの充実
- 3 安心して暮らせる環境づくり

■重点施策・テーマ■

- 1 地域福祉の担い手の育成
- 2 地域包括ケアの推進
- 3 福祉の総合的な相談窓口の体制整備
- 4 避難行動要支援者への支援



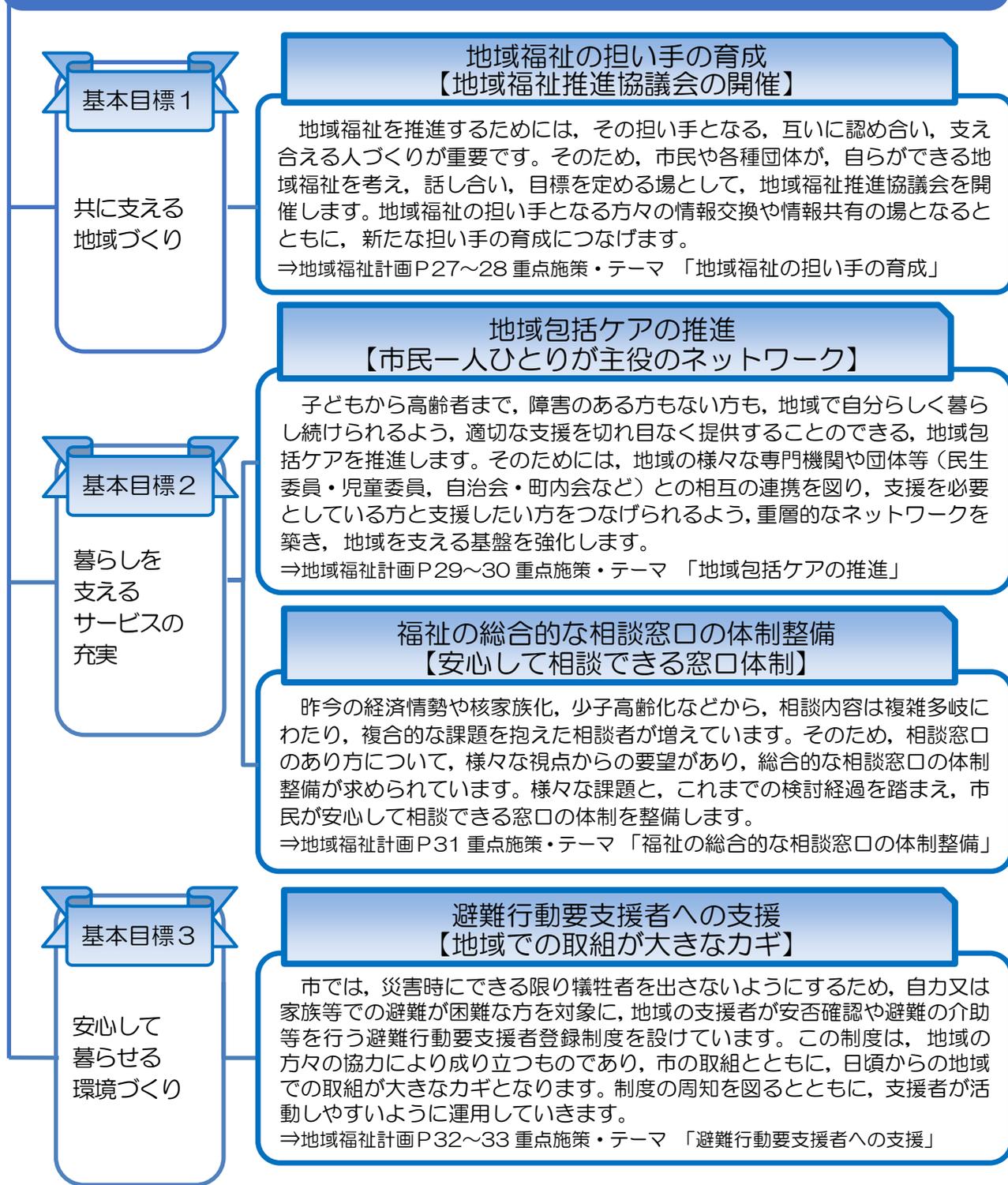
計画の期間

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域福祉計画	従来の地域保健福祉計画			地域福祉計画 平成27年度～令和6年度									
				実施計画（前期）			実施計画（中期）			実施計画（後期）			

施策の体系図

国分寺市では、人と人のふれあいを大切に、市民同士がつながることによって、互いにいたわり、気づき、支え合える地域福祉を推進していきます。そのためには、市民一人ひとりが自らできることを考え、活動することや、支援を必要としている方と支援したい方をつなぎ、地域にある様々な資源を結びつけることが必要となります。

この計画を通じ、行政による福祉サービスに加え、地域福祉を推進させ、すべての市民が思いやりをもって互いに認め支え合い、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを目指します。



令和3年度～令和6年度

国分寺市成年後見制度利用促進基本計画 (概要版)

国分寺市成年後見制度利用促進基本計画とは

■計画の位置付け■

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、国の定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本的な計画として策定します。

■基本目標■

だれもがお互いに支え合いながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり

■施策の柱■

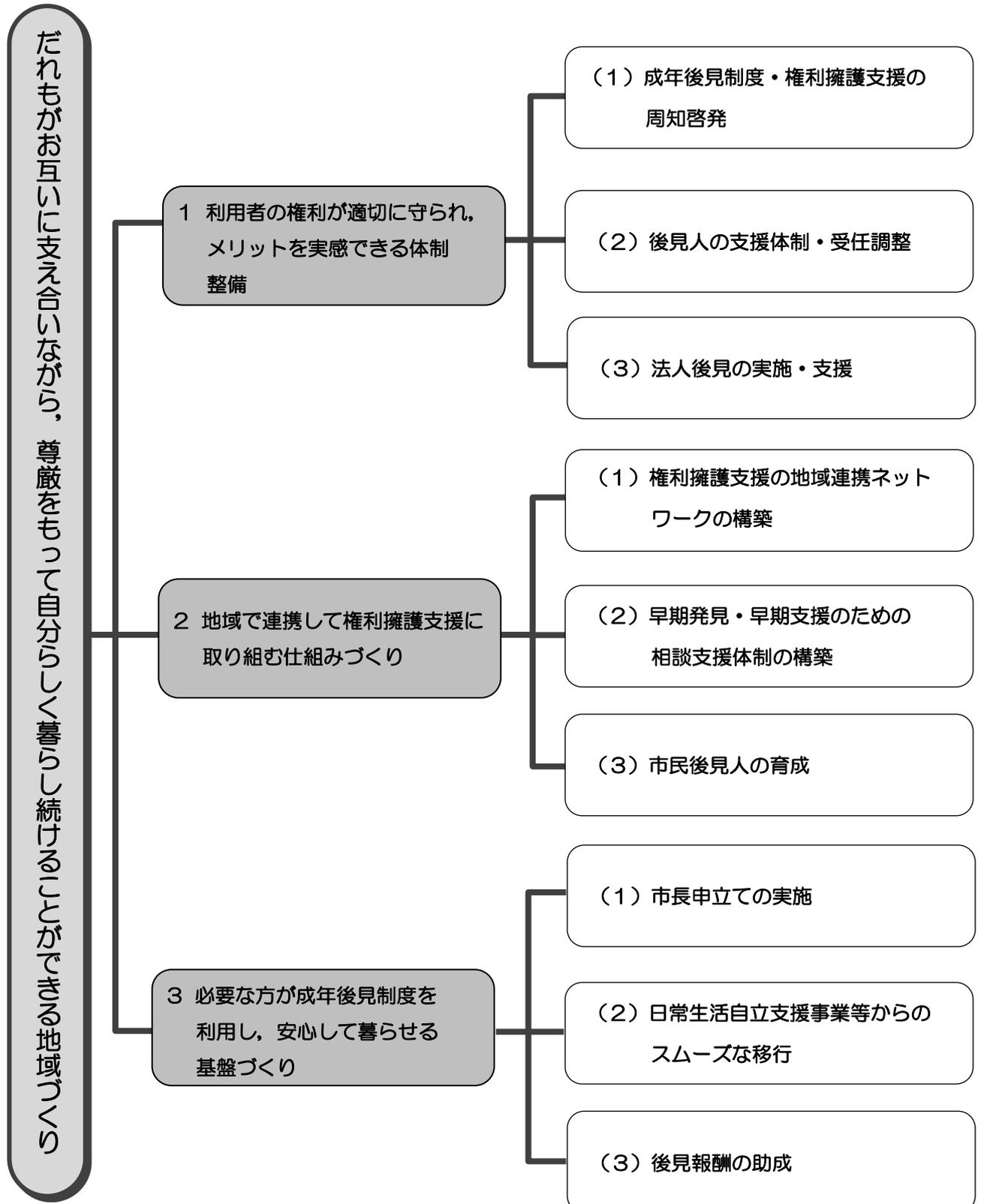
- 1 利用者の権利が適切に守られ、メリットを実感できる体制整備
- 2 地域で連携して権利擁護支援に取り組む仕組みづくり
- 3 必要な方が成年後見制度を利用し、安心して暮らせる基盤づくり

計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進基本計画 令和3年度～令和6年度			

施策の体系図

本計画は、国基本計画を勘案して、基本目標の実現に向けて、三つの「施策の柱」に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する市の施策で構成します。



主な取組

施策の柱1 利用者の権利が適切に守られ、メリットを実感できる体制整備

(1) 成年後見制度・権利擁護支援の周知啓発

成年後見制度が、親しみやすい身近な制度として理解され、必要な方が必要なときに適切な制度や本人に寄り添った支援を安心して利用できるように、市民、支援者、専門職等へ権利擁護支援の必要性や成年後見制度の理解促進を目的とした周知啓発を行います。

令和6年度目標

個別相談会の開催 2回
支援者・専門職向け研修会の開催 1回
市の職員向け研修会の開催 1回

(2) 後見人の支援体制・受任調整

市民後見人・親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制が整備され、後見人等が安心して適切に活動できることにより、不正防止効果にもつながり、本人も家族も安心して制度を利用できるように、本人の希望と状況に応じた受任調整を行うとともに、後見人選任後は、意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう継続的な支援を行います。

令和6年度目標

受任調整及び後見人支援のための困難事例検討会の開催 12回
親族後見人支援として、ケースの定期的なモニタリングの実施 5件
親族後見人情報交換会の開催 2回

(3) 法人後見の実施・支援

成年後見等を適正に行うことができる法人が確保できる体制が整備され、必要な方が必要なときに成年後見制度を利用できるように、社会福祉協議会による法人後見を実施します。また、法人後見実施団体との連携を強化するとともに、活動を支援します。

令和6年度目標

社会福祉協議会による法人後見の実施
法人後見実施団体との情報交換の場の設置

施策の柱2 地域で連携して権利擁護支援に取り組む仕組みづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

市民、地域の様々な関係機関、団体等との連携を強化し、必要な方が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を速やかに受けることができるよう、本人の意思や状況を継続的に把握しながら、協力して地域で支え合う仕組みづくりを進めます。そのために、地域連携ネットワークの中核となる機関である中核機関を設置し、協議会等の体制について関係機関と検討の上、協議会を設置するとともに、本人を後見人等と共に支えるチームによる対応の強化を図ります。

令和6年度目標

協議会の開催
チームに対する定期的なアプローチ 6回
権利擁護関係機関連絡会の開催 3回
専門職団体の合同研修の開催 2回

(2) 早期発見・早期支援のための相談支援体制の構築

地域包括支援センター等の各支援者が相談対応をしているケースについて、権利擁護支援のニーズをキャッチし、権利擁護センターにつなげ、方針検討・専門的判断を経て、必要な支援や成年後見制度の活用ができるように、連携して支援します。

令和6年度目標	地域包括支援センターにおける成年後見制度利用支援件数 360件（延べ）
---------	-------------------------------------

(3) 市民後見人の育成

権利擁護支援の担い手である市民後見人が活躍し、地域で支え合う仕組みづくりが進むよう、地域で身上保護を重視した後見活動を担う市民後見人を隔年で養成します。市民後見人登録者が、適正かつ安定的に活動できるようバックアップするとともに、資質・対応力の向上のため、フォローアップ研修を開催します。

令和6年度目標	市民後見人養成講座の開催 20人養成 市民後見人フォローアップ講座の実施 2回 市民後見人新規受任件数 2件
---------	--

施策の柱3 必要な方が成年後見制度を利用し、安心して暮らせる基盤づくり

(1) 市長申立ての実施

必要な方が速やかに成年後見制度を利用でき、安心して暮らすことができるように、成年後見制度を利用する必要性が高いものの、身寄りがない、虐待が疑われる等の事情により親族による成年後見制度の申立てが期待できない場合、権利擁護支援のセーフティネットとして、市長が家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てます。

(2) 日常生活自立支援事業等からのスムーズな移行

必要な方が速やかに成年後見制度を利用でき、安心して暮らすことができるように、日常生活自立支援事業等の利用者について、成年後見制度の必要性を専門的に判断の上、本人の判断能力等の状態変化に応じて適切な時期に、成年後見制度の利用へスムーズに移行できるよう調整を行います。

令和6年度目標	困難事例検討会の開催 12回（再掲）
---------	--------------------

(3) 後見報酬の助成

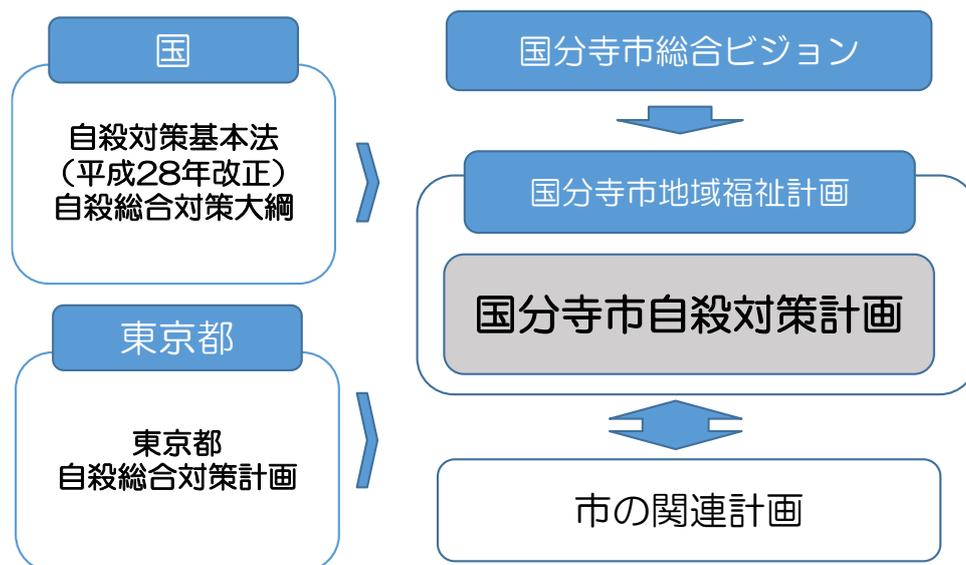
必要な方が必要なときに成年後見制度を利用でき、安心して暮らすことができるように、成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者・障害者に対し、成年後見人等の報酬を助成します。

令和3年度～令和6年度

国分寺市自殺対策計画（概要版）

国分寺市自殺対策計画とは

- 一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない国分寺市を目指し、本市が実施する事業の中から関連する施策を総動員し、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進するために策定します。
- 平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。
- 地域福祉を総合的に推進する総論である「国分寺市地域福祉計画」と一体的に策定します。「東京都自殺総合対策計画」や市の上位計画である「国分寺市総合ビジョン」との整合を図るとともに、福祉保健分野の個別計画や他の市の様々な計画等と連携を図り、対策を進めます。



計画の期間

	計画名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国	自殺総合対策大綱			→							
都	東京都自殺総合対策計画			→							
市	国分寺市総合ビジョン			→							
	地域福祉計画	→									
	自殺対策計画						→				

○本計画の数値目標における指標は、国分寺市の自殺死亡率とします。平成27年から令和元年までの平均を基準として、令和6年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを目標とします。

※自殺死亡率とは人口10万人あたりの自殺死亡者数です。

自殺死亡率＝自殺者数÷人口×100,000人



自殺対策の基本方針

1 生きることの包括的な支援として推進

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、個人に問題解決の支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を有機的に連動させ、総合的に推進していくことが重要です。

4 実践と啓発を両輪として推進

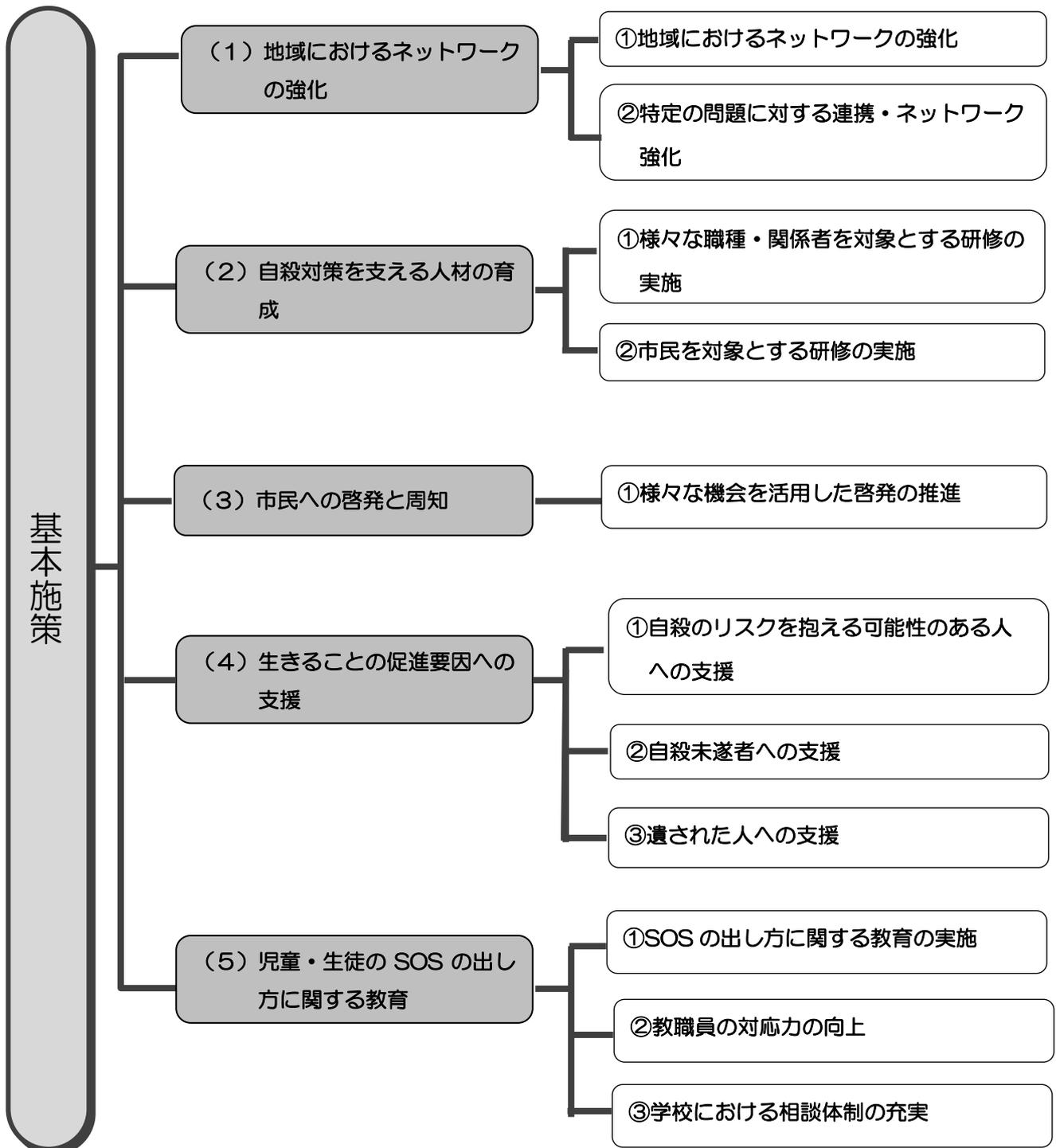
自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

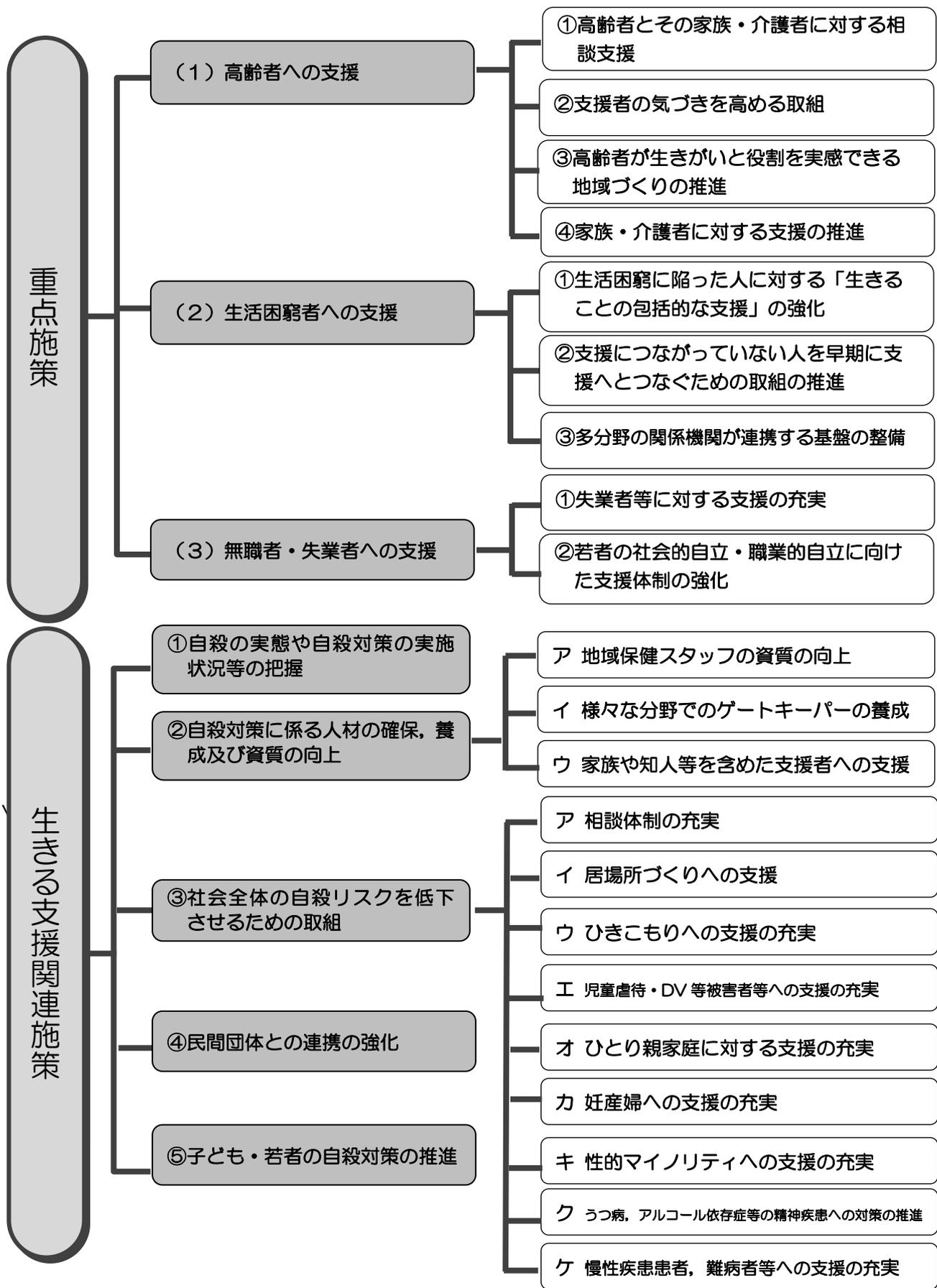
5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、市民が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

施策の体系

○本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市の自殺の実態分析から優先的な課題として取り組む「3つの重点施策」、さらに、既存の事業を最大限活かすという観点でまとめた「生きる支援関連施策」という大きく3つの施策群で構成します。





令和3年度～令和6年度

国分寺市再犯防止推進計画（概要版）

国分寺市再犯防止推進計画とは

■計画の位置付け■

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付け、国や東京都の再犯防止推進計画を勘案した、再犯防止に資する具体的な市の施策を示します。

■基本目標■

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちの実現

■施策の柱■

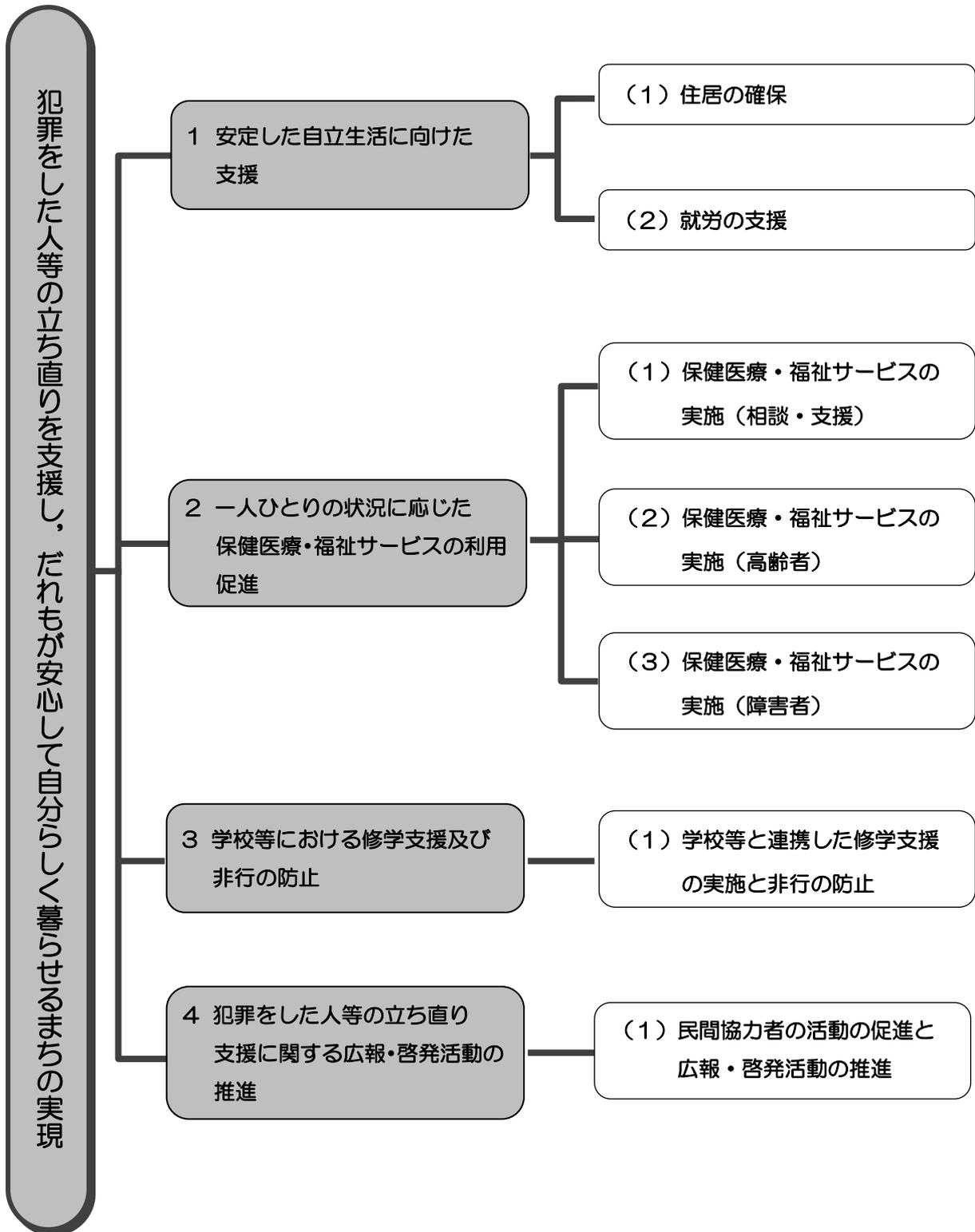
- 1 安定した自立生活に向けた支援
- 2 一人ひとりの状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進
- 3 学校等における修学支援及び非行の防止
- 4 犯罪をした人等の立ち直り支援に関する広報・啓発活動の推進

計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再犯防止推進計画	再犯防止推進計画 令和3年度～令和6年度			

施策の体系図

本計画は、国や東京都の再犯防止推進計画を勘案した四つの「施策の柱」に基づく、再犯防止に関する市の施策で構成します。



主な取組

施策の柱 1 安定した自立生活に向けた支援

(1) 住居の確保

犯罪をした人等の状況に応じた多様な住まいの確保を支援し、生活の安定に向けた取組を進めます。

(2) 就労の支援

自立生活を目指して、一人ひとりの特性に応じた就労支援を行います。

施策の柱 2 一人ひとりの状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進

(1) 保健医療・福祉サービスの実施（相談・支援）

保健医療・福祉サービスの利用について、一人ひとりの状況に応じた関係機関の連携による適切な支援を行い、再犯防止を推進する支援体制を構築します。

(2) 保健医療・福祉サービスの実施（高齢者）

様々な相談への対応及び保健医療・福祉サービスの利用促進を図り、孤立することなく円滑な社会復帰を果たすための支援を行います。

(3) 保健医療・福祉サービスの実施（障害者）

様々な相談への対応及び保健医療・福祉サービスの利用促進を図り、孤立することなく円滑な社会復帰を果たすための支援を行います。

施策の柱 3 学校等における修学支援及び非行の防止

(1) 学校等と連携した修学支援の実施と非行の防止

- 学校及び関係機関の連携による相談支援を実施し、課題の解決に向けた取組を行い、非行の防止を目指します。
- 地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支え、非行の未然防止に取り組みます。

施策の柱 4 犯罪をした人等の立ち直り支援に関する広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

- 民間協力者の方々の活動を促進するための支援を行います。
- 民間協力者や関係機関等の方々と連携し、更生保護に対する市民の理解と協力を得て、犯罪をした人等を孤立させることなく、立ち直りを支援する取組を進めます。